

まつやま こども・子育てサイト「にこっと」及び  
Instagram「にこっと」運用業務委託仕様書

本仕様書は、松山市（以下「甲」という。）が委託する「まつやま こども・子育てサイト「にこっと」及びInstagram「にこっと」運用業務委託」に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

〔1〕 委託業務件名

まつやま こども・子育てサイト「にこっと」及びInstagram「にこっと」  
運用業務委託

〔2〕 業務の目的

まつやま こども・子育てサイト「にこっと」（以下「サイト」という。）及びInstagram「にこっと」（以下「Instagram」という。）の運用により、甲のこども施策やイベント情報、子育ての魅力などを効果的に発信し、市民が「安心して、楽しんで子育てできる」「松山で子育てしたい」と感じられる気運を醸成する。

〔3〕 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 業務内容（別記1参照）

1. サイト内「トピックス」カテゴリでの記事の発信

- ・市民が子育ての楽しさを感じられる内容や、子育て中の疑問や不安解消につながるような内容の記事を制作（企画、取材、写真撮影、入力を含む。）し、発信する。
- ・8月以降、月1本以上の記事を掲載することとし、効果的な記事について配信時期・回数も含め、提案すること。
- ・記事は読みやすい文章と文字数で制作し、写真や画像、イラスト等を使用（著作権フリー素材若しくは受託業者自身が制作）して制作すること。
- ・取材が必要となる場合、取材先へのスケジュール調整・原稿確認等の調整作業は乙が行うこと。
- ・記事は掲載前に甲に確認をとり、了解を得ること。なお、記事の校正作業は原則2回程度とする。

2. サイトでのイベント情報の発信

- ・令和7年8月（予定）から運用開始するイベントカレンダーに掲載するイベント情報の

記事を制作（収集、取材、写真撮影、入力を含む。）し、発信する。

- ・イベント情報は8月から掲載を開始することとし、情報の内容、収集方法、掲載件数について提案すること。
- ・イベント情報は、地域子育て支援センターや子育てひろば、児童館・児童センター、図書館その他の施設等で行われるもので、親子で出かけられる、あるいは子どもたちが参加できるイベントを対象とする。
- ・サイト内のイベント情報募集フォームに届いたイベント情報は甲から提供される資料に基づき、記事の制作、発信を行う。
- ・記事は掲載前に甲に確認をとり、了解を得ること。なお、記事の校正作業は原則2回程度とする。

### 3. インスタグラムによる情報発信

- ・インスタグラム「にこっと」(nikotto\_matsuyama) を運用し、主に20代から40代の松山市で子育てをしている人や、これから子育てをする人に向けて、イベント情報やお出かけスポット、その他子育て世代にとって有益となる情報に関する記事を制作（企画、取材、撮影、入力を含む。）し、発信する。
- ・フィード又はリールでの投稿を月7回以上とし、投稿した原則翌日にストーリーを発信して投稿の周知を図ること。なお、リール投稿は月1回以上とし、フィード及びリールの投稿タイミングは1ヶ月のサイクルの中で固定する。
- ・フィード投稿のうち、少なくとも月2回はイベント情報を投稿するものとし、地域子育て支援センター、子育てひろば、児童館・児童センター、図書館を除き、広く一般の参加が可能なイベントを中心に投稿すること。
- ・投稿は、過去の投稿一覧と統一感がある構成・デザインとすること。
- ・投稿は8月から開始することとし、投稿の種類、内容、回数、配信時期等、効果的な発信について提案すること。
- ・記事は投稿前に甲に確認をとり、了解を得ること。なお、記事の校正作業は、原則2回程度とする。
- ・ストーリー機能に付随する「質問箱」や「アンケート」などのコミュニケーションツールを定期的に活用し、フォロワーとの交流を図り、投稿内容等に生かすこと。
- ・アカウントの認知度向上及びフォロワー数増加のために、キャンペーン等を1回以上実施すること。
- ・投稿毎のインサイトやフォロワーの属性、キャンペーンの効果などのデータを分析し、キャンペーン後と業務完了時に報告書を提出すること。
- ・セキュリティについて、管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合は、ただちに適切な処理を行うとともに、甲へ報告を行うこと。また、本業務で使用する端末は限定し、アカウントへのログインパスワード管理は、限られた者のみで行うこと。

#### 4. サイト内記事の更新業務

- ・サイトに掲載している甲のこども施策に関して、甲から提供される資料をもとに、新規記事の作成を行う。
- ・新規記事入力数は4ページ程度とする。
- ・記事は掲載前に甲に確認をとり、了解を得ること。なお、記事の校正作業は原則2回程度とする。

※1から4に共通して、以下の事項を含む内容を制作・掲載することは認めない。

- ①公序良俗に反する恐れのあるもの
- ②違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ③人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ④誹謗中傷を含むもの
- ⑤単なる噂又は噂を助長させるもの
- ⑥わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ⑦業務上知り得た秘密や個人情報に関するもの
- ⑧政治性のあるものや選挙に関するもの
- ⑨宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ⑩社会的問題又は係争中の案件についての主義主張にかかわるもの
- ⑪社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ⑫消費者保護の観点から適切でないもの
- ⑬甲又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ⑭甲のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ⑮内容が著しく拙劣なもの
- ⑯その他社会通念に照らして甲が不相当と認めるもの

#### [6] その他運営上の要件

- ・記事等の制作経費（記事の企画・制作費・通信運搬費・交通費等）は全て乙の負担とする。
- ・「にこっと」のCMSは「Word Press」を使用。
- ・入力のための担当者のCMSへの登録は2人程度とする。
- ・実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- ・契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。
- ・事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

#### [7] 成果品

- ・記事等の制作やSNSで使用したテキスト、画像等一式

## 〔8〕 契約に関する条件等

### 1. 再委託等の制限

乙は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

### 2. 成果品の利用及び著作権

- (1) 乙は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、乙と協議の上、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

### 3. 業務の履行に関する措置

甲は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。乙は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に甲に書面で通知しなければならない。

### 4. 機密の保持

乙は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知りえた情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### 5. 個人情報の保護、情報セキュリティポリシーの遵守

- (1) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 本業務を遂行するにあたっては、「松山市情報安全対策指針（情報セキュリティポリシー）」を遵守しなければならない。
- (3) 前項の定めるもののほか、本業務を遂行するために別記 3 「セキュリティ要求事

項」を遵守しなければならない。

#### 6. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ甲と協議の上、承認を得ること。

#### 7. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲と乙が協議の上、甲の指示に従うものとする。